

総長又は理事を補佐するための職に関する要項新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第5 副理事、理事補、総長顧問、総長特別補佐、総長首席学事補佐、総長主席学事補佐、総長学事補佐及び総長特命補佐（<u>第6</u>において「副理事等」という。）の任期は、総長が定める。ただし、任命する総長の任期の終期（理事補にあっては当該理事の任期の終期）を超えることはできない。</p> <p>第6 総長は、副理事等たるに適しないと認めるとき又は職務の執行が適切でないため京都大学の業務の実績が悪化したと認めるときは、当該副理事等を解任することができる。</p>	<p>第5 副理事、理事補、総長顧問、総長特別補佐、総長首席学事補佐、総長主席学事補佐、総長学事補佐及び総長特命補佐（<u>第7</u>において「副理事等」という。）の任期は、総長が定める。ただし、任命する総長の任期の終期（理事補にあっては当該理事の任期の終期）を超えることはできない。</p> <p><u>第6 理事補のうち、プロボストが指名する者を副プロボストとし、CFOが指名する者を副CFOとする。</u></p> <p>第7 (同 左)</p>
	<p>附 則（令和7年9月総長裁定） この要項は、令和8年1月1日から実施する。</p>